

# 令和6年度 【地域商店魅力向上支援事業】

## 補助金交付申請の手引き

この手引きは、地域商店魅力向上支援事業に係る補助金交付申請等の手続きについてご案内するものです。申請にあたっては、必ず内容をご確認ください。

### ○申請受付期間

令和6年4月1日（月）～ 令和7年3月31日（月）※17時必着

※補助事業の採択に当たっては、申請内容を審査のうえ、来客者による賑わい創出や地域産業活性につながる事業を対象となる国・県補助金等の採択事業に上乗せする形で補助します。

予算の範囲内で採択するため、採択できない場合があることをあらかじめご了承ください。

### ○お問い合わせ先

佐渡市役所地域振興部 地域産業振興課 産業振興係

〒952-1292 佐渡市千種232番地（佐渡市役所第2庁舎内）

電話 0259-67-7863 FAX 0259-63-2750

E-mail sangyo@city.sado.niigata.jp

令和6年4月  
佐渡市役所 地域産業振興課

## 1 事業の目的

少子高齢化の進行、人口減少による地域経済規模の縮小及び郊外大型店の進出による消費者の意識や行動の変化などに伴い、売上の減少や後継者不足による廃業者が増えるなど、地域商店を取り巻く社会構造は大きく変化しています。

本事業では、地域の活力を再生するために、既存の建物を利用して地域商店等が実施する店舗の内外装工事等新たな商品・サービスの提供に対し、補助を行うものです。

## 2 補助要件等

### (1) 補助対象者

補助対象者	既存の建物を活用して施設改修を伴うもので、来客型の店舗を営むもの（小売業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業等）
その他要件	次の①～⑥のすべてに該当する方が対象となります。 ①補助事業を適正かつ確実に実施できること。 ②市が指定する国または県等の補助金の交付決定を受けていること。 ③市税等を滞納していないこと。 ④過去5年以内に地域商店魅力向上支援事業の補助金の交付を受けていない者。 ⑤佐渡市暴力団排除条例（平成24年佐渡市条例第33号）第2条第1号又は第2号に該当しない者。 ⑥風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業、性風俗関連特殊営業及び接客業務受託営業を営む店舗でないこと。 ⑦宗教活動や政治活動又は選挙活動を目的とした事業を営む店舗でないこと。

### (2) 補助対象経費及び補助率等

補助対象制度	①小規模事業者持続化補助金（国）※災害支援枠除く ②新事業チャレンジ補助金（県） ③起業チャレンジ応援補助金（NICO）
補助率	上記制度の補助金交付確定額の10%以内 （1,000円未満切り捨て）
補助限度額	10万円（下限 5万円）

※対象の補助制度いずれか一つの制度についてご利用いただけます。

※対象となる補助制度については、それぞれ募集時期や期間・内容が異なりますので事前に必ずご確認ください。

### (3) 交付条件

補助金の交付決定に当たり、下記項目のとおり条件があります。

- ①商工会へ加入し、定期的に経営相談を受け、経営の安定に努めること。
- ②店舗のある区域の商店会等へ加入し、組合活動に参加・協力すること。
- ③3年以上継続して申請事業を続けること。
- ④補助事業年度の終了後3年間、市が実施する事後評価及び追跡調査・評価に協力すること。

### 3 補助金の交付申請

#### (1) 申請受付期間

令和6年4月1日(月)～令和7年3月31日(月) ※17時必着

#### (2) 提出書類とスケジュール

「小規模事業者持続化補助金」又は、「新事業チャレンジ補助金」又は、「起業チャレンジ応援補助金」の補助事業が完了してから「地域商店魅力向上支援事業補助金」の申請をしていただきます。 ※令和6年4月1日(月)～令和7年2月28日(金)までに額の確定通知を受けたものが対象となりますのでご注意ください。

交付申請書の様式は佐渡市ホームページからダウンロードが可能です。必要書類とともに申請受付期間内に電子メール又は郵送で提出してください。市役所本庁又は支所・サービスセンターの窓口での提出も可能です。なお、電子メールで提出する際は必ずPDF形式でお願いします。

#### 【申請時における必要書類】

書 類 名
①地域商店魅力向上支援事業補助金交付申請書兼請求書【様式第1号】
②対象となる国県補助金の交付額確定通知書の写し
③対象となる国県補助金の実績報告書の写し
④佐渡市の納税証明書(佐渡市提出用)
⑤振込先口座が確認できる通帳の写し

※申請書等記載内容や提出書類に不備がある場合は、受付できません。

※上記以外にも、補助金交付に当たり必要な資料の提出を求める場合があります。

#### (3) 提出先

佐渡市役所地域振興部 地域産業振興課 産業振興係

メール：sangyo@city.sado.niigata.jp

郵 送：〒952-1292 佐渡市千種232番地 佐渡市役所地域産業振興課 宛て

※令和7年3月31日消印有効

## 4 補助金の交付

### ① 補助金の交付申請（申請者）

国・県補助金の補助金交付額確定通知を受けた日から起算して20日以内又は、令和7年3月31日のいずれか早い日までに申請書類を市に提出してください。

#### 添付書類

①「小規模事業者持続化補助金」又は、「新事業チャレンジ補助金」又は、「起業チャレンジ応援補助金」の補助事業完了後に国または県等から発行される補助金交付額確定通知書の写し

※令和6年4月1日（月）から令和7年2月28日（金）までに額確定通知を受けたものが対象

②採択を受けた上記補助制度の実績報告書写し

③納税証明書（佐渡市提出用）

### ② 補助金の額確定（市）

申請書類審査のうえ、受付期間終了後概ね10日以内で補助金の額を確定して申請者に通知します。

### ③ 補助金の支払い（市）

補助金の額確定通知後に指定口座に補助金を振り込みます。

## 5 注意事項

補助金を他の用途へ使用するなど、補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件等に違反したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すとともに、取り消した部分の補助金について返還を命ずることがあります。

## 6 お問い合わせ先

佐渡市役所地域振興部 地域産業振興課 産業振興係

〒952-1292 佐渡市千種232番地

電話 0259-67-7863 FAX 0259-63-2750